

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	つくば市老人福祉センターの使用の許可			
処 分 権 者	市長			
根拠区分/根拠規定	つくば市老人福祉センター条例(第5条第1項)〔法令番号：H1条例第28号〕			
所管部局課係名	福祉部 高齢福祉課 在宅福祉係			
審 査 基 準	関係条項	つくば市老人福祉センター条例第4条及び第6条 つくば市老人福祉センター条例施行規則第4条		
	基準	<p>1 市内に居住する60歳以上の者とする。</p> <p>2 管理上支障がないと認めたときは、前項に規定する者以外の者に使用させることができる。</p> <p>また、次の各号の一に該当するときは、許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。</p>		
	参考事項			
	設定年月日	平成26年4月1日		
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5日		
	内訳	経由機関での処理期間	協議機関での処理期間	処分機関での処理期間
		日	日	5日
設定年月日	平成26年4月1日			
備考				